○防衛省告示第二百三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年十一月十二日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年十一月十二日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛装備庁告示第二号

海上における試験を次のとおり実施する。

平成二十七年十月二十八日

防衛装備庁長官　渡辺　秀明

日　時　平成二十七年十一月八日（予備、同月九日及び十日）の〇六三〇から一七〇〇までの間

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

(ウ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦一隻、民間船一隻

試験種別　爆発缶体の水中爆発試験

その他　一　試験は、前記区域に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、監視船に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北海道開発局告示第百七十三号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十八日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名　北海道横断自動車道黒松内北見線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西三線一一番から同町字ポントシュベツ原野西一線四五番三まで	一三・七六～一五三・三九メートル	三・四〇三キロメートル	図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十八日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号及び二百七十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道釧路郡釧路町中央二丁目八番一から同町字別保一〇八番七まで	前	A　一八・二〇～八六・四〇メートル	七・八二七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　一一・〇〇～三四六・〇〇	六・五六六	
	後	A　一八・二〇～八六・四〇	七・八二七	
		B・C　一一・〇〇～三五一・〇〇	六・五六六	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十八日

北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道檜山郡江差町字尾山町三六番から同町字尾山町七九番まで	前	二三・七四～三一・四六メートル	〇・二四四キロメートル
	後	二三・九三～三一・四六	〇・二四四

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部